

2020年1月30日

JCSS 放射温度登録事業者 各位

JCSS 等技術委員会  
放射温度分科会

## 放射温度計の標準供給(960℃以上 2800℃以下)における 熱力学温度に基づく校正証明書の運用と手続きについて

国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センターでは今般の国際単位系(SI)の定義改定を機に960℃以上 2800℃以下の温度域における放射温度計による標準供給について、校正証明書に記載する温度を、従来の1990年国際温度目盛(International Temperature Scale of 1990 (ITS-90))に基づく値から、熱力学温度に基づく値へと変更しました。また、その校正測定能力における拡張不確かさは、従来のITS-90に基づく場合に比べ、半分程度にまで小さな値とすることが可能となりました。

これに伴い、960℃以上 2800℃以下の範囲で放射温度計による熱力学温度に基づく温度値の標準供給を受けて校正事業を行うJCSS 放射温度登録事業者(以下、「登録事業者」)各位は、下記の通りご対応いただきますよう、ご協力お願いいたします。

### 記

#### 【登録事業者が発行するJCSS校正証明書の記載事項】

- ・960℃以上 2800℃以下の範囲で熱力学温度に基づく温度値の標準供給を受けた放射温度計による校正事業を行う登録事業者は、今後、校正証明書に記載する温度値はこの範囲において熱力学温度への統一をお願いいたします。
- ・一方、定点実現装置(亜鉛点、アルミニウム点、銀点、銅点)、及びこれらの定点実現装置を使用して補間により放射温度計の温度目盛を校正する場合には、400℃以上 1100℃以下の温度範囲においては引き続きITS-90に基づく温度値の記載をお願いいたします。
- ・そのため、登録事業者が発行するJCSS校正証明書において、校正結果に記載した温度が熱力学温度かITS-90に基づく温度かを明記してください。

#### 【熱力学温度でJCSS校正証明書を発行する場合に必要な手続き】

上位標準(特定二次標準器又は常用参照標準)のjcss校正証明書又はJCSS校正証明書に記載された熱力学温度に基づく校正の不確かさの変更に伴い、登録事業者の校正測定能力(CMC)を小さくする場合、JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き(JCRP22)を参考にして、IAJapanに対して記載事項変更届を行ってください。

ただし、上位標準の不確かさ変更に伴う見直し以外に登録事業者が任意に校正方法や不確かさ評価の見直しを併せて行い、CMCを小さくする場合は、JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き(JCRP22)を参考にして、IAJapanに対して登録の更新申請を行うことが必要になりますのでご注意ください。

【お問合せ先】放射温度分科会事務局(e-mail:jcss3@nite.go.jp /TEL: 03-3481-8242)